平成２８年（フ）第４０３号
埼玉県加須市三俣１丁目７番地８　ハイデルベルグ103、住民票上の住所埼玉県羽生市中央１丁目14番29号　山本アパート
債務者　藤嶋　勇太
1　決定年月日時　平成28年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第４３９号
埼玉県川口市西川口４丁目12番22号
債務者　安藤　英城
1　決定年月日時　平成28年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第６５１号
埼玉県戸田市川岸２丁目５番32―303号
債務者　柴　　俊夫
1　決定年月日時　平成28年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第６５２号
埼玉県戸田市川岸２丁目５番32―303号
債務者　柴　　幸枝
1　決定年月日時　平成28年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第６７５号
さいたま市西区大字佐知川1500番地５　クロスコーポＢ202
債務者　安藤智惠子
1　決定年月日時　平成28年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第６７６号
さいたま市桜区大字神田773番地　ハイツクリモナⅠ―201
債務者　増岡　豪介
1　決定年月日時　平成28年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第２７６号
埼玉県越谷市神明町１丁目163番地　井上アパート101
債務者　菊地　　歩
1　決定年月日時　平成28年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月４日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第２９０号
埼玉県吉川市高久２丁目６番地３　ベルハイツＡ102号
債務者　関根　万実
1　決定年月日時　平成28年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月４日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第８２号
埼玉県深谷市上野台2352番地　ダイアパレスＢＷ深谷425号
債務者　酒井　朱美（旧姓奈良谷）
1　決定年月日時　平成28年６月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月４日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２８年（フ）第１６３号
埼玉県比企郡ときがわ町大字五明1685番地10
債務者　鎌田　一見
1　決定年月日時　平成28年６月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月４日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２８年（フ）第３９号
新潟県十日町市四日町1208番地
債務者　西川　岳夫
1　決定年月日時　平成28年６月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月４日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２８年（フ）第４８号
新潟県十日町市新座甲231番地１　新和コーポ　218号室
債務者　保坂美佐枝
1　決定年月日時　平成28年６月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月４日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２８年（フ）第７号
北海道天塩郡豊富町字豊富西２条６丁目　富士見団地駅西地区６号棟27号
債務者　最上　昌弘
1　決定年月日時　平成28年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月５日まで
旭川地方裁判所稚内支部

平成２８年（フ）第８号
北海道網走市海岸町６番10号　コーポＫＡＺＵ４号
債務者　野田　和哉
1　決定年月日時　平成28年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月５日まで
釧路地方裁判所網走支部破産係

平成２８年（フ）第３４３号
堺市西区鳳中町10丁18番地２　ラフィーネ泉ヶ丘202号
債務者　舩公　恵美
法定代理人成年後見人　齋藤　友紀
1　決定年月日時　平成28年６月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月５日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第３８７号
大阪府柏原市国分本町７丁目10番10号
債務者　工藤　秀一
1　決定年月日時　平成28年６月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月５日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第３９２号
堺市中区深井沢町3193番地３　ジュネスノーブル407号
債務者　福本　知美
1　決定年月日時　平成28年６月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月５日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係